

光市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

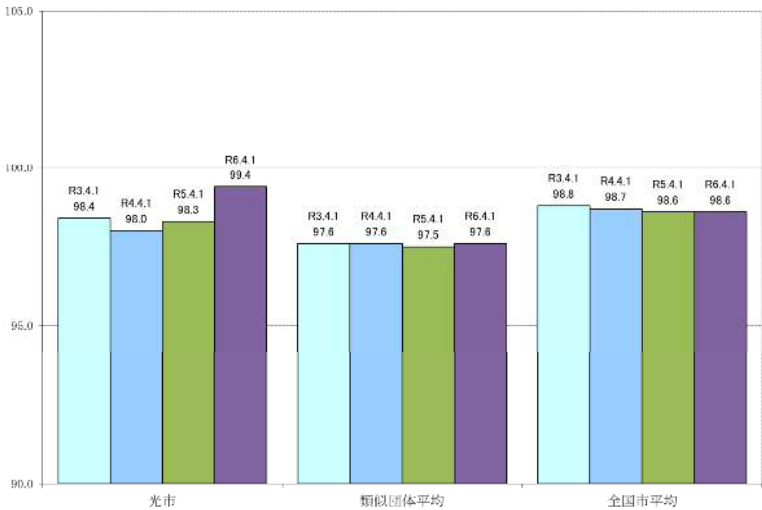
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和 5年度	人 48,854	千円 24,410,445	千円 786,316	千円 3,204,087	% 13.1	% 14.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和 5年度	人 344	千円 1,265,721	千円 214,720	千円 502,520	千円 1,982,961	5,764	5,810

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

令和6年4月1日のラスパイレス指数が100を超えている理由及び改善の見込み

100%を下回っている

(4) 給与改定の状況 ※光市では人事委員会を設置していない。

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給 与 改 定 率	(参考) 国 の 改 定 率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧 告 (改定率)		
年度	円	円	円 (- %)	%	%	%
	-	-	(- %)	-	-	-

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国 の 年 間 支 給 月 数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧 告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月
	-	-	-	-	-	-

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国と同様の引下げを行い、激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日終了)の経過措置(現給保障)実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

[未実施]

地域手当の支給対象職員はおらず、見直しを実施していない。

③その他の見直し内容

[未実施]

(6) 特記事項(令和6年4月1日現在) ※なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
光市	43.4 歳	324,609 円	387,228 円	356,024 円
山口県	43.2 歳	325,724 円	396,392 円	351,503 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	42.3 歳	317,292 円	376,472 円	344,715 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、**地方公務員給与実態調査**において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		光 市		山 口 県		国	
一般行政職	大 学 卒	202,400	円	204,300	円	196,200	円
	高 校 卒	170,900	円	172,200	円	166,600	円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

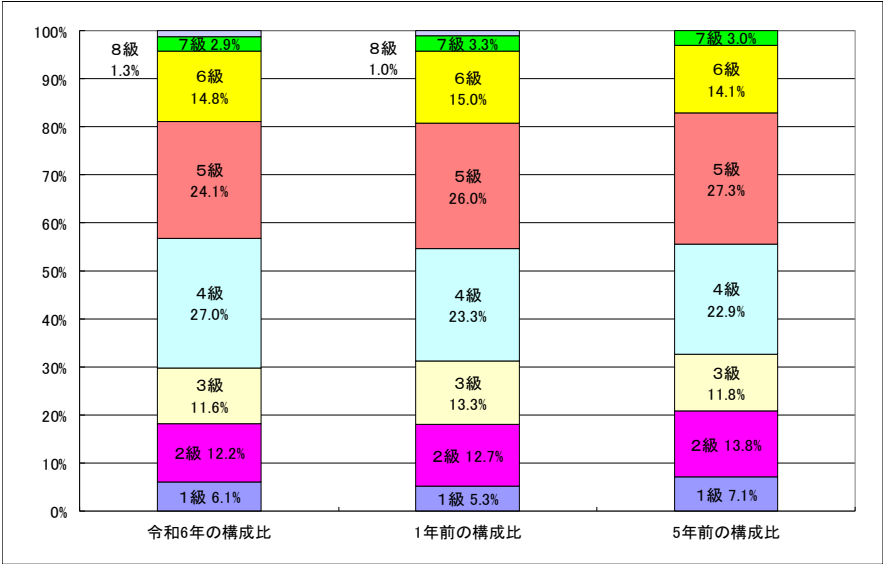
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	266,200 円	358,600 円	389,450 円	405,625 円
	高 校 卒	231,000 円	311,100 円	348,400 円	367,700 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

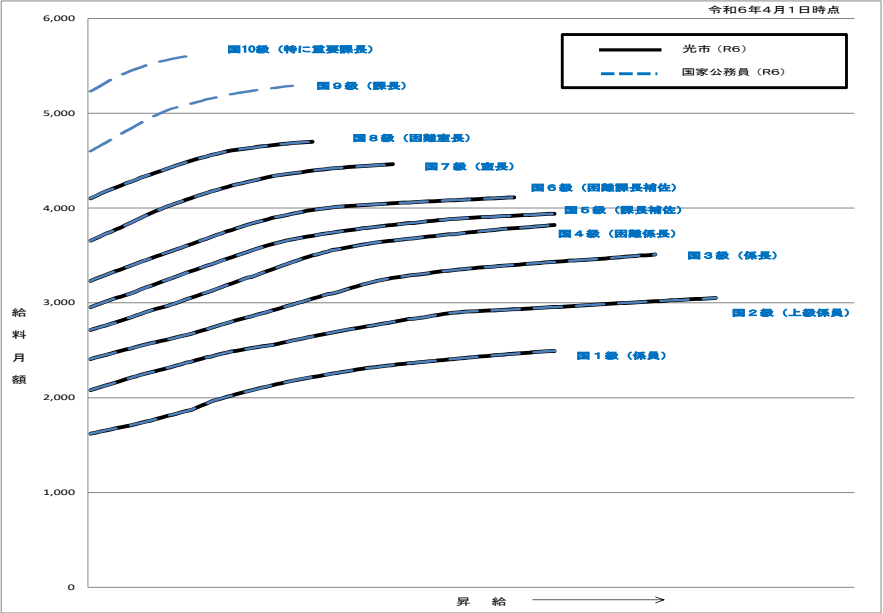
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8級	困難な業務を所掌する部長の職務及びこれと同程度と認める職務	4人	1.3%	410,300円	470,000円
7級	市長事務部局の部長及び部次長、教育委員会事務局の教育部長及び議会事務局の局長の職務並びにこれらと同程度と認める職務	9人	2.9%	365,500円	446,200円
6級	市長事務部局の課長、教育委員会事務局の課長、市議会事務局の次長、選挙管理委員会事務局の局長、農業委員会事務局の局長及び監査委員事務局の局長の職務並びにこれらと同程度と認める職務	46人	14.8%	323,100円	411,300円
5級	市長事務部局、教育委員会事務局、議会事務局、選挙管理委員会事務局及び農業委員会事務局の係長、主任主査の職務並びにこれらと同程度と認める職務	75人	24.1%	295,400円	394,000円
4級	主査の職務	84人	27.0%	271,600円	382,000円
3級	主任の職務	36人	11.6%	240,900円	351,000円
2級	主事、技師及び参事の職務	38人	12.2%	208,000円	305,200円
1級	定型的な業務を行う職務並びに主事補及び技師補の職務	19人	6.1%	162,100円	249,400円

- (注) 1 光市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成19年に9級制から8級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している区分	支給可能な区分	支給実績がある区分	支給可能な区分	支給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				○
標準の区分のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

光市	山口県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,461 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,726 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20％ ・ 管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20％ ・ 管理職加算 15～25％	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20％ ・ 管理職加算 10～25％

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している区分	支給可能な区分	支給実績がある区分	支給可能な区分	支給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

光市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	1,525 千円	22,182 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当

* 支給対象職員はおらず、地域手当を支給していない。

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		2,062 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		38,902 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		14.1 %	
手当の種類（手当数）		7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収手当	1 収納対策課収納係職員 2 各徴収担当職員	1 市税の徴収及び滞納処分に従事 2 市営住宅使用料、下水道使用料、介護保険料等の徴収に従事	1 日額 300円 2 日額 300円
行旅病人、死亡人等 収容手当	1 福祉総務課職員 2 福祉総務課職員 3 環境事業課、環境政策課職員	1 行旅病人の収容に従事 2 行旅死亡人の収容に従事 3 犬、猫等の死体の処置及び捕獲の補助業務に従事	1 1回につき 1,600円 2 1回につき 4,000円 3 1体につき 500円
防疫手当	感染症防疫作業に従事する職員 (福祉総務課、健康増進課職員等)	感染症防疫作業に従事	1回につき 500円
福祉事務手当	社会福祉主事	福祉(生活保護)に関する現地調査に従事	月額 7,400円
職務手当	1 環境事業課職員 2 深山浄苑職員 3 下水道課職員 4 建築住宅課職員	1 ごみ収集業務に従事 2 し尿処理業務に従事 3 下水道課に勤務する職員で汚水が流入している管渠及び排水設備の調査、検査に従事 4 建築住宅課に勤務する職員で市営住宅の維持補修に従事	1 日額 300円 2 日額 500円 3 日額 300円 4 日額 300円
用地交渉手当	公用地の取得又は損失補償のためその交渉に正規の勤務時間外に従事する職員	公用地の取得又は損失補償のためその交渉に正規の勤務時間外に従事	日額 300円
異常気圧内作業手当	下水道課職員	下水道課に勤務する職員で圧搾空気内で行う作業に従事	日額 300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	105,717 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	340 千円
支給実績（令和4年度決算）	103,783 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	332 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者、父母等 6,500円 (職務の級が8級である職員 3,500円) 子 10,000円 ※満16歳に達する年度から満22歳に達する年度までの子に対する加算 (1人につき) 5,000円	同じ		39,047 千円	236,649 円
住居手当	持家 3,000円 借家 上限29,000円 (家賃等に応じ)	異なる	借家上限 28,000円	31,784 千円	138,797 円
通勤手当	交通機関利用者 運賃等の相当額 (上限55,000円) 自動車等利用者 3,000円～43,300円 (片道2km以上を距離に応じ17区分)	異なる	自動車等利用者2,000円～ 31,600円 (距離に応じ13区分)	24,052 千円	80,175 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給 部長職の職員 72,400円又は69,300円 部次長級の職員 47,600円 課長級の職員 38,300円 課長補佐級の職員 28,200円	異なる	手当額 46,300円 ～ 130,300円	26,792 千円	418,631 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 (平日深夜の場合は半額) 部長級の職員 8,000円 課長級の職員 6,000円 課長補佐級の職員 4,000円	異なる	組織・官職の違いにより 6,000円～ 18,000円 (平日深夜の場合は3,000円～ 6,000円)	541 千円	13,195 円
単身赴任手当	赴任によりやむを得ず単身生活することとなった職員で、赴任前の住居から勤務場所までの距離が一定以上の職員に対して支給 基礎額30,000円に距離に応じ 8,000円～70,000円を加算	同じ		360 千円	360,000 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき 4,200円 (勤務時間が5時間未満の場合は半額)	異なる	手当額 4,200円～ 20,000円	実績なし	実績なし

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額	等
給 料 報 酬	市 長	864,000	円	(参考)類似団体における最高／最低額	
	副 市 長	707,000	円	980,000 円／	382,500 円
	議 長	456,000	円	794,000 円／	560,000 円
	副 議 長	399,000	円	557,000 円／	327,000 円
	議 員	370,000	円	493,000 円／	279,000 円
期 末 手 当	市 長	(令和5年度支給割合)			
	副 市 長	4.45	月 分		
	議 長	(令和5年度支給割合)			
	副 議 長 議 員	3.40	月 分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)
	市 長	864,000円×在職月数×56.5/100		23,431,680	(任期毎)
	副 市 長	707,000円×在職月数×36 /100		12,216,960	(任期毎)

（注）退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

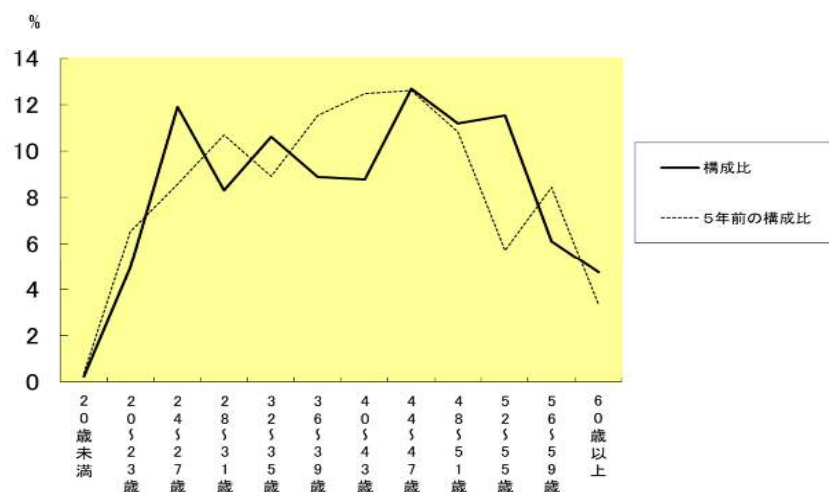
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由		
			令和5年	令和6年				
普通会計部門	一般行政部門	議 会	5	5	0	業務増 業務増 一部事業の縮小 業務増 一部事業の縮小 業務増		
		総 務	91	94	3			
		税 務	27	27	0			
		民 生	71	75	4			
		衛 生	38	37	△ 1			
		農 林	24	26	2			
		水 産	12	10	△ 2			
		商 工	39	40	1			
		計	307	314	7	<参考> 人口1万人当たり職員数 64.27 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 69.85 人)		
		教育部門	37	38	1	業務増		
	小 計	344	352	8	<参考> 人口1万人当たり職員数 72.05 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 89.76 人)			
公営企業会計等部門	病 院 水 道 下 水 道 国民健康保険 介護保険 そ の 他		419	441	22	業務増		
			36	39	3	業務増		
			10	11	1	業務増		
			7	7	0			
			14	16	2	業務増		
			29	0	△ 29	介護老人保健施設の民間譲渡▲29		
		小 計	515	514	△ 1			
合 計		859	866	7	<参考> 人口1万人当たり職員数 177.26 人			
		[961]	[961]					

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	43人	103人	72人	92人	77人	76人	110人	97人	100人	53人	41人	866人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年 度 部 門 別	31年	02年	03年	04年	05年	06年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	318	317	311	312	307	314	△1 (△0.3%)
教育	34	35	36	35	37	38	4 (11.8%)
警察							
消防							
普通会計	352	352	347	347	344	352	0 (0%)
公営企業会計	489	493	496	498	515	514	25 (5.1%)
総合計	841	845	843	845	859	866	25 (3.0%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 5年度	千円 7,560,455	千円 △ 986,005	千円 4,124,671	% 54.6	% 55.7

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和 5年度	人 421	千円 1,583,653	千円 469,467	千円 579,724	千円 2,632,844	千円 6,254

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円 7,252

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項（令和6年4月1日現在） ※なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		平 均 年 齢	基本給	平均月収額
病院事業	医師	50.9 歳	621,683 円	1,420,379 円
	看護師	40.4 歳	290,953 円	463,792 円
	事務職	45.8 歳	329,472 円	515,419 円
団体平均	医師	43.4 歳	567,868 円	1,407,938 円
	看護師	41.3 歳	303,695 円	498,220 円
	事務職	46.4 歳	323,562 円	507,447 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

光市病院事業			光市（一般行政職・団体平均等）		
1人当たり平均支給額(令和5年度)			1人当たり平均支給額(令和5年度)		
1,470 千円			1,461 千円		
(令和5年度支給割合)			(令和5年度支給割合)		
期末手当		勤勉手当	期末手当		勤勉手当
2.45 月分		2.05 月分	2.45 月分		2.05 月分
(1.375)月分		(0.975)月分	(1.375)月分		(0.975)月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5～20%			・役職加算 5～20%		

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

光市病院事業			光市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	1,708 千円	17,593 千円	1人当たり平均支給額	1,525 千円	22,182 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)			24,862 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			1,035,917 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)	
光市(医師)	16 %	24 人	制度なし	
	%	人		
	%	人		
	%	人		
	%	人		
	%	人		

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		175,403 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		556,836 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		84.0 %	
手当の種類（手当数）		11	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
研究手当	医師	医療に関する研究業務に従事	月額 院長 250,000円 副院長 175,000円 部長 150,000円 医長 125,000円 医員 100,000円
待機手当	医師 医療技術職員 看護師	緊急の用務に応じるための待機	1 日額 医師 2,000円 2 日額 その他 1,000円 3 透析のため待機する医師 日額 8,000円
出務手当	医師(管理職) 医療技術職員 看護師	勤務時間外に緊急医療に従事	医師 時間 3,000円 深夜4,000円 医師以外 1回 1,000円 深夜1,200円 医師以外の管理職 1回 1,500円深夜2,000円
救急処置手当	医師	宿日直勤務中に診療業務に従事	基本1,000円 救急車、入院対応1,000円加算 深夜2,000円加算
夜間看護・介護手当	看護師、介護士	深夜の看護・介護業務に従事	1回 深夜全時間(看護師)7,300円 " (介護士)6,200円 4時間以上(看護師)3,550円 2時間以上(看護師)3,100円 2時間未満(看護師)2,150円
二次救急手当	医師 医療技術職員 看護師 事務職員	二次救急業務に従事	1回 医師 21,000円 看護師 1,000円 医療技術職員 7,400円 事務職員(日直)1,000円 事務職員 7,400円
年末年始手当	全職員	12月29日から1月3日までの間に従事	1回 5時間以上 5,000円 5時間未満 2,500円
救急勤務医手当	医師	休日、夜間の宿日直において救急医療に従事した医師	1回 5時間以上 10,000円 5時間未満 5,000円
災害時派遣手当	全職員	災害現場への派遣を命ぜられた職員	医師 10,000円 医師以外の職員 6,000円 上記の内、DMAT隊員 上記金額に100分の200を乗じて得た額
危険手当(R5.4.1～R5.5.7)	全職員	新型コロナウイルス感染症の患者(疑いがある者を含む)の診療および看護その他の業務等に従事	入院患者の診療及び看護等 4,000円 上記以外の診療及び看護その他の業務等 3,000円
危険手当(R5.5.8～9.30)	新型コロナウイルス感染症患者受入のために確保した病床に入院中の患者に対し、病棟において診療および看護等に従事した医師および看護師	新型コロナウイルス感染症の患者(疑いがある者を含む)の診療及び看護その他の業務等に従事	日額 2,000円
処遇改善手当	看護職員処遇改善評価料の算定をしている医療機関に勤務する看護師、准看護師、栄養士、臨床検査技師、臨床工学士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、医療ソーシャルワーカー	看護師、准看護師、栄養士、臨床検査技師、臨床工学士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、医療ソーシャルワーカーの業務等に従事	月額 12,000円以内

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	74,449 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	200 千円
支給実績（令和4年度決算）	71,297 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	209 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和5年度決算）
扶養 手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 ※満16歳に達する年度から満22歳に 達する年度までの子に対する加算 （1人につき） 5,000円	同じ		32,696 千円	242,193 円
住居 手当	持家 3,000円 借家 上限29,000円（家賃等に応じ）	同じ		32,082 千円	162,853 円
通勤 手当	交通機関利用者 運賃等の相当額 （上限55,000円） 自動車等利用者 3,000円～43,300円 （片道2km以上を距離に応じ17区分）	同じ		41,660 千円	116,045 円
管理職 手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給 （医師） （事務職） 院長 25% 部長職の職員 （8 副院長20% 級） 72,400円 部長 15% 部長職の職員 （7 医長 10% 級） 69,300円 （医療技術職） 部次長職の職員 部長職の職員 47,600円 43,400円 課長級の職員 科長級の職員 38,300円 33,600円 課長補佐級の職員 科長補佐級の職員 28,200円 23,600円 （看護職） 部長職の職員 40,600円 副看護部長の職員 36,500円 師長職の職員 31,800円	一部異なる	一般行政職に 医師職、医療技 術職、看護職な し	39,349 千円	624,587 円
管理 職員 特別 勤務 手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時 又は緊急の必要により週休日等に勤務し た場合に支給（平日深夜の場合は半額） 部長職の職員 8,000円 課長級の職員 6,000円 課長補佐級の職員 4,000円	同じ		0 千円	0 円
単身 赴任 手当	赴任によりやむを得ず単身生活することとなった職 員で、赴任前の住居から勤務場所までの距離が一 定以上の職員に対して支給 基礎額30,000円に距離に応じ 8,000円～70,000円を加算	同じ		0 千円	0 円
宿日直 手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき 医師職 21,000円 （勤務時間が5H未満半額） 事務職 7,400円 （勤務時間が5H未満半額）	異なる	勤務1回につき 4,200円 （勤務時間が5時 間未満の場合は 半額）	8,662 千円	618,714 円
初任給調 整手当	医師で医師免許取得後年数により支給 308,600円から49,100円の範囲で医師免許取得後 の年数に応じ、調整数0.6を乗じて得た額 薬剤師で薬剤師免許取得後年数により支給 30,000円から7,000円の範囲で薬剤師免許取得後 の年数に応じ、調整数1.0を乗じて得た額			32,490 千円	1,412,609 円

(2) 介護老人保健施設事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は実 質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 令和4年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B	B/A	
令和 5年度	千円 463,467	千円 △ 46,603	千円 318,122	% 68.6	% 65.7

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり		(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費	B/A	
令和 5年度	人 29	千円 113,645	千円 16,758	千円 40,855	千円 171,258	千円 5,905		千円 5,294

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員は含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項（令和6年4月1日現在） ※なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和5年度末をもって民間譲渡のためなし）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
光市(介護老人保健施設事業)	- 歳	- 円	- 円
団 体 平 均	- 歳	- 円	- 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
- 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

光市(介護老人保健施設事業)		光市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(令和5年度)		1人当たり平均支給額(令和5年度)	
1,409 千円		1,461 千円	
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当 勤勉手当		期末手当 勤勉手当	
2.45 月分 2.05 月分		2.45 月分 2.05 月分	
(1.375) 月分 (0.975) 月分		(1.375) 月分 (0.975) 月分	
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

光市病院事業			光市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	876 千円	8,133 千円	1人当たり平均支給額	1,525 千円	22,182 千円

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 ※支給していない

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)	7,933 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	344,947 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	79.3 %		
手当の種類(手当数)	2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
夜間看護・介護手当	看護師、介護士	深夜の看護・介護業務に従事	看護師 7,300円 介護士 6,200円
年末年始手当	全職員	12/29～1/3に勤務した者	1回 5時間以上 5,000円 5時間未満 2,500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	4,030 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	144 千円
支給実績(令和4年度決算)	4,063 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	145 千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 ※満16歳に達する年度から満22歳に 達する年度までの子に対する加算 (1人につき) 5,000円	同じ		2,934 千円	266,727 円
住居手当	持家 3,000円 借家 上限29,000円(家賃等に応じ)	同じ		1,033 千円	86,083 円
通勤手当	交通機関利用者 運賃等の相当額 (上限55,000円) 自動車等利用者 3,000円～43,300円 (片道2km以上を距離に応じ17区分)	同じ		2,749 千円	130,905 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給 (事務職) 課長級の職員 38,300円 課長補佐級の職員 28,200円 (看護職) 部長級の職員 40,600円 副看護部長、師長職の職員 31,800円	一部異なる	看護師職につい ては、支給額が異 なる	382 千円	381,600 円
管理職員 特別勤務 手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時 又は緊急の必要により週休日等に勤務し た場合に支給(平日深夜の場合は半額) 部長職の職員 8,000円 課長級の職員 6,000円 課長補佐級の職員 4,000円	同じ		0 千円	0 円
単身赴任 手当	赴任によりやむを得ず単身生活すること なった職員で、赴任前の住居から勤務場所 までの距離が一定以上の職員に対して支給 基礎額30,000円に距離に応じ 8,000円～70,000円を加算	同じ		0 千円	0 円

(3) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は実 質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B		
令和 5年度	千円 953,646	千円 212,740	千円 270,108	% 28.3	% 26.4

資本的収支41,057千円を含まない。

区 分	職員数	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 一人当たり給与費
	A						
令和 5年度	人 39	千円 153,251	千円 30,563	千円 63,524	千円 247,338	千円 6,342	千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員は含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項（令和6年4月1日現在） ※なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
光市水道事業	41.8 歳	336,303 円	548,990 円
団 体 平 均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円
事 業 者	歳		円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

光市水道事業	光 市(一般行政職)
1人当たり平均支給額(令和5年度)	1人当たり平均支給額(令和5年度)
1,588 千円	1,461 千円
(令和5年度支給割合)	(令和5年度支給割合)
期末手当 2.45 月分 (1.375)月分	期末手当 2.45 月分 (1.375)月分
勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

光市水道事業	光 市(一般行政職)
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.67 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.04 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.758 月分 47.709 月分
最高限度 47.709 月分 47.709 月分	最高限度 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)
(退職時特別昇給)	(退職時特別昇給)
1人当たり平均支給額 0 千円 454 千円	1人当たり平均支給額 1,525 千円 22,182 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 ※支給していない

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		6,437 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		161,929 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		100.0 %	
手当の種類（手当数）		7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場手当1種	浄水課職員	交替制業務に従事	日額400円
現場手当2種	工務課職員、業務課料金係職員	現場監督及び施設の維持管理並びに滞納整理・停水に従事	日額300円
現場手当3種	浄水課職員	高圧受電施設によるポンプ運転及び劇薬の取り扱いに従事	日額200円
業務手当	水道企業職員	水道企業に従事	月額平均給料の4%以内
職務手当	浄水課水質係職員	周南都市水道水質検査センターに派遣している職員	月額9,000円
非常出務手当	全職員	勤務時間外に緊急のため予告を受けずに従事	1回につき3,000円
年末年始手当	全職員	12月29日～1月3日までの間に従事	1日につき9,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	10,928 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	275 千円
支給実績（令和4年度決算）	8,222 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	265 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 ※満16歳に達する年度から満22歳に達する年度までの子に対する加算（1人につき） 5,000円	同じ		6,040 千円	335,528 円
住居手当	持家 3,000円 借家 上限30,000円（家賃等に応じ）	異なる	借家は上限29,000円	2,536 千円	70,943 円
通勤手当	交通機関利用者 運賃等の相当額（上限55,000円） 自動車等利用者4,200円～26,000円（片道2km以上を距離に応じ11区分）	異なる	自動車等利用者 3,000円～43,300円（片道2km以上を距離に応じ17区分）	3,015 千円	92,054 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に対して支給 課長級の職員 33,500円	同じ		1,608 千円	402,000 円